

周辺自治体の企業誘致施策の状況

	青梅市	八王子市	三鷹市	町田市
担当課	商工業振興課	産業振興推進課	生活経済課	産業政策課
制定	条例	条例	条例	要綱
条例・要綱名	青梅市企業誘致条例	企業立地支援条例	【R2失効】三鷹市都市型産業誘致条例	町田市企業等立地奨励事業実施要綱
奨励金名		「企業立地・雇用促進奨励金」		「企業等立地奨励金1型」
奨励内容	固定資産税、都市計画税相当額を奨励金として3年間交付	固定資産税、都市計画税、事業所税相当額を奨励金として3年間交付	指定企業・指定誘致協働事業者に対し、立地後に指定事業施設について賦課された固定資産税、都市計画税及び事業所税のうち、規則で定めるものの合計額の100分の60から100分の100までの範囲に相当する額（その額が1億円を超えるときは1億円）の助成金を予算の範囲内において交付（5年以内）	新設の場合→固定資産税、都市計画税及び事業所税の合計額を5年間（上限：8,000万円） 増設の場合→固定資産税、都市計画税及び事業所税の合計額の1/2相当の金額を3年間（上限：4,000万円）
立地要件	あり	あり	あり	なし
立地要件・内容	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	八王子市の指定する「企業立地促進地域」内であること、企業立地促進地域地図のとおり	工業地域、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域	
業種要件	あり	あり	あり	なし
業種要件・内容	建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	製造業、物流系産業、宿泊業、商業及び事務所・データセンターの施設	環境配慮型・研究開発型の製造業、情報・通信関連産業、アニメーション・コンテンツ関連産業、観光関連産業、その他市長が認める事業	
規模要件	あり	あり	あり	あり
規模要件・内容	事業用地の面積・事業所の床面積が500㎡以上 投下固定資産額が2億円以上（中小企業は6,000万円以上）	業種・地区によって異なる	新設の場合における事業用地の面積が500㎡（増設の場合においては250㎡）以上であること 土地の取得費用を除き、投下固定資産額が1億円以上であること	工場等の場合→新設する工場の敷地面積が1,000㎡以上（増設の場合は増設に係る部分のみ）、かつ投下固定資本相当額が1億円以上 事務所の場合→新設する事務所の延床面積が500㎡以上（増設の場合は増設に係る部分のみ）、かつ投下固定資本相当額が2,000万円以上
雇用要件	あり	あり	あり	なし
雇用要件・内容	立地後に市内における常用雇用者が、市内に住所を有する者1人以上を含む5人以上新たに増加すること（中小企業は常用雇用者であって市内に住所を有する者が1人以上増加すること）	業種・地区によって異なる 市内雇用促進加算金として別立て	常用雇用者が10人（増設の場合は5人）以上であること	市民雇用奨励金として別立て
備考		○「企業立地・雇用促進奨励金」（市外企業対象） ○「市内企業立地継続奨励金」（市内企業対象） ○貸し施設設置奨励金 ○産業系用地確保奨励金 ○開発・生産設備設置奨励金 以下、加算金制度 ○市内雇用促進加算金 ○市内建設業者活用加算金 ○特定産業加算金 ○本社機能移転加算金制度	○三鷹市ものづくり産業集積促進事業助成金→製造業事業者等が三鷹市内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び特別住工共生地区に移転する際、工場の新設または既存建物の改修に係る費用に対して助成金を交付	○企業等立地奨励金2型→一定の要件を満たした企業に対し、土地や建物を取得した金額相当額を交付 ○創業者立地支援奨励金→事業拡大により町田新産業創造センターを卒業する企業の市内立地に対する奨励金 ○市民雇用奨励金→立地後の市民雇用に対して交付される奨励金

周辺自治体の企業誘致施策の状況

	青梅市	日野市	国立市	武蔵村山市
担当課	商工業振興課	産業振興課	南部地域まちづくり課	産業観光課
制定	条例	条例	条例	条例
条例・要綱名	青梅市企業誘致条例	日野市企業立地支援条例	国立市企業誘致促進条例	武蔵村山市企業誘致条例
奨励金名		「企業立地奨励金」	「まちづくり協力金」	「企業誘致奨励金」
奨励内容	固定資産税、都市計画税相当額を奨励金として3年間交付	固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付（事業の分野が、環境関連分野又は健康・福祉分野の場合は、5年間）	指定企業に対し、前年度に納付した固定資産税及び都市計画税のうち、20％から80％の範囲で、5年以内の期間、年額1億円（次号に規定する利子補給金を含む。）を上限に助成 利子補給金→指定企業に対し、5年以内の期間で、固定資産税等納税額の20％を上限に助成 総額で5億円限度	固定資産税及び都市計画税の額の範囲内で、3年間最大6,000万円を交付
立地要件	あり	あり	あり	あり
立地要件・内容	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	準工業地域、工業地域	準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域	工業地域
業種要件	あり	あり	あり	あり
業種要件・内容	建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	製造業及び製造業に関連するサービス等	事業の分野→文学・芸術・教育関連、学術・商品開発研究関連、生活文化関連、情報・通信関連、新製造技術関連、スポーツ・健康関連、縫製・ファッション関連、新エネルギー・省エネルギー関連、バイオテクノロジー関連、その他市長が適当と認める分野 事業の業種→製品の製造、加工又は修理に係る事業、情報通信に係る事業、卸売に係る事業、開発研究等を行う事業、その他市長が特に必要があると認める事業	農業（植物工場に限る。）、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業（代理商、仲立業を除く。）、学術研究、専門・技術サービス業、その他の業種（自動車整備業、機械等修理業に限る。）、他に分類されないその他のサービス業に分類される事業のうち、市長が適当であると認める業種
規模要件	あり	なし	あり	あり
規模要件・内容	事業用地の面積・事業所の床面積が ³ 500㎡以上 投下固定資産額が ³ 2億円以上（中小企業は6,000万円以上）		取得又は賃貸した事業用地の面積が ¹ 1,000㎡以上（中小企業にあっては、500㎡以上）であること 事業用地を除き、投下固定資産額が ² 2億円以上（中小企業にあっては、1億円以上）であること	新設の場合は、取得若しくは賃借する事業用地の面積が ³ 500㎡以上であるか、取得する資産の合計額が ³ 規則で定める額以上であること 増設の場合は、増設する事業用建物の延べ床面積が ² 200㎡以上であるか、取得する資産の合計額が規則で定める額以上であること
雇用要件	あり	あり	あり	あり
雇用要件・内容	立地後に市内における常用雇用者が ⁴ 、市内に住所を有する者1人以上を含む5人以上新たに増加すること（中小企業は常用雇用者であって市内に住所を有する者が ¹ 1人以上増加すること）	新設→投下固定資産評価額：中小企業以外 1億円以上、中小企業3,000万円以上／常用雇用者の数：中小企業以外10人以上、中小企業なし 拡張→投下固定資産評価額：中小企業以外1億円以上、中小企業なし／常用雇用者の数：中小企業以外減少しないこと、中小企業減少しないこと	事業施設の常用雇用者が ² 20人以上（中小企業にあっては、10人以上）又は雇用者総数が ³ 50人以上（中小企業にあっては、30人以上）であること	新設の場合は、新設する事業所での常用雇用者が ¹ 10人以上であること 増設の場合は、その事業所における常用雇用者として新たに5人以上雇用すること
備考		○産業創出施設設置奨励金→研究開発など新たな産業の創出を図る施設を新たに設置もしくは拡張した事業者に、固定資産税・都市計画税相当額を5年間交付 ○貸し施設設置奨励金→貸し工場等を新たに設置し、製造業等を行う企業等に賃貸した場合、貸し工場等を設置した事業者に固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付 ○産業用地確保奨励金→製造業等を行う企業等に土地を譲渡した場合、土地を売却した方・企業等に、固定資産税・都市計画税相当額を1年間交付 ○生産設備設置奨励金→新たに生産設備を設置した中小企業に、その償却資産の固定資産税相当額を5年間交付 ○雇用促進奨励金→上記1・2・5の奨励金の活用に伴い市内居住者を新たに常用雇用した場合、雇用した事業者に、一人あたり10万円を1年間交付	○企業立地協力金 指定企業誘致協力者に対し、固定資産税等納税額のうち、20～80％の範囲で、5年以内の期間、年額5,000万円を上限に助成	○企業誘致協力奨励金→指定を受けた企業誘致協力者に対して、賃貸した建物に係る固定資産税及び都市計画税の額の範囲内で、3年間最大1,000万円を交付 ○雇用促進奨励金→指定を受けた企業に対して、操業開始（増設の場合は、使用開始）した日以後1月を経過する日までの間に、市民を新たに常用雇用者として1年以上雇用した場合は1人につき5万円、最大100万円を交付 ○市内事業者活用奨励金→指定を受けた企業に対して、市内に所在する工事請負業者（下請けを含む）を活用して事業所を新設又は増設した場合は、最大200万円を交付

周辺自治体の企業誘致施策の状況

	青梅市	多摩市	稲城市	羽村市
担当課	商工業振興課	経済観光課	経済課	産業振興課
制定	条例	条例	条例	条例
条例・要綱名	青梅市企業誘致条例	多摩市企業立地促進条例	稲城市企業誘致条例	羽村市企業誘致促進に関する条例
奨励金名			「企業誘致奨励金」	「企業誘致奨励金」
奨励内容	固定資産税、都市計画税相当額を奨励金として3年間交付	原則、1億円を上限に固定資産税・都市計画税の8割相当額を最大5年間交付（「本社施設」、「省エネルギー性能優良施設」は、1億5千万円を上限に固定資産税・都市計画税の10割相当額を最大5年間交付・「宿泊施設」は、1億5千万円を上限に固定資産税・都市計画税の10割相当額を「客室数」、「常用雇用者数」に応じて、最大10年間交付）	指定事業所について賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額の100分の90を最長5年間交付（各年度の交付上限額は1億円）	固定資産税・都市計画税相当額（本社機能の移転を行った場合は10%加算）を3年間交付（1企業に交付する奨励金の総額は、1億円が限度）
立地要件	あり	なし	なし	あり
立地要件・内容	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	多摩市内全域	稲城市内全域	準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域、商業地域
業種要件	あり	あり	なし	あり
業種要件・内容	建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	製造業、物流系産業、宿泊業、商業、事務所の施設	原則として業種を問わない	製造業、情報通信業（情報サービス業に限る）、運輸業、郵便業（倉庫業、運輸に附帯するサービス業に限る）、学術研究、専門、技術サービス業（学術・開発研究機関に限る）
規模要件	あり	あり	あり	なし
規模要件・内容	事業用地の面積・事業所の床面積が ⁵ 500㎡以上 投下固定資産額が ² 2億円以上（中小企業は6,000万円以上）	事業所に係る投下固定資産額（家屋、償却資産）が ³ 3億円以上（中小企業者等は1.5億円以上）または、土地の面積が ² 2,000㎡以上であること	事業用地面積が ¹ 1,000㎡以上	
雇用要件	あり	あり	あり	なし
雇用要件・内容	立地後に市内における常用雇用者が ⁴ 、市内に住所を有する者1人以上を含む5人以上新たに増加すること（中小企業は常用雇用者であって市内に住所を有する者が ¹ 1人以上増加すること）	当該事業所に係る常用雇用者数が ² 20名以上であること	常用労働者数が ² 20人以上	雇用促進奨励金として別立て
備考		○雇用による加算→指定企業の奨励金の交付申請時における常用雇用者数が指定申請時の常用雇用者数を超えている場合で、市内に住所を有する常用雇用者数について当該奨励金の指定申請時の常用雇用者数と比較して交付申請時の常用雇用者数が増加していたときは、増加した人数に10万円を乗じて得た額を奨励金額の範囲内で加算します。	○市民雇用促進加算金→市民を新たに常用労働者として1年以上雇用した場合、1人に付き10万円交付 ○市内建設業者活用加算金→市内に本店を有する建設請負業者を活用（下請含む）して事業所を新設した場合、工事請負契約金額の1%を交付	○雇用促進奨励金→事業所開設時に市民を新たに常用雇用者として雇用した場合、もしくは事業所開設時に常用雇用者が新たに市民となった場合、雇用した市民一人につき10万円を交付 ○企業誘致協力奨励金→市内の指定地域に事業用地や事業用建物を所有している方（企業誘致協力者）が、それらの用地や建物を、奨励企業の指定を受けた事業所に対し、譲渡や貸し出した場合、固定資産税・都市計画税相当額を1年間交付（1企業誘致協力者に交付する奨励金の総額は、3,000万円が限度）

周辺自治体の企業誘致施策の状況

	青梅市	瑞穂町	入間市	飯能市
担当課	商工業振興課	産業経済課	商工観光課	産業振興課
制定	条例	条例	条例	要綱
条例・要綱名	青梅市企業誘致条例	瑞穂町企業誘致促進条例	入間市商工業振興条例	飯能市企業立地奨励金等交付要綱
奨励金名			「入間市商工業振興助成制度」	「企業立地奨励金」
奨励内容	固定資産税、都市計画税相当額を奨励金として3年間交付	納付した固定資産税・都市計画税額相当額を3年間交付（2年目は4分の3、3年目は2分の1の交付）	固定資産税相当額の10分の1～全額、上限1億円（3年間の合計）、業開始後の最初の固定資産税課税年度の翌年度から3年間	対象区域で新たに取得又は賃借した固定資産（土地、家屋、償却資産）に係る固定資産税相当額を、操業開始した年の次の年度から3年間交付、上限額なし
立地要件	あり	あり	なし	あり
立地要件・内容	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	入間市内全域	1、本市が指定する特定施設誘導地域の区域内に立地（精明東部地区） 2、飯能大河原工業団地内に立地（茜台）
業種要件	あり	あり	あり	なし
業種要件・内容	建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業	市内に工場又は本社を有していない事業者で、工場等及び本社 1. 製造業、情報通信業、自然科学研究所、本社 2. 市長が特に認めたもの 「製造業」 医療品、化粧品、医療機器、ヘルスケア、航空・宇宙、食料品、 新エネルギー・省エネルギー、輸送用機械器具、ロボット・AI・IoT及び半導体産業のうちいずれかに関連する製造業	
規模要件	あり	あり	あり	あり
規模要件・内容	事業用地の面積・事業所の床面積が500㎡以上 投下固定資産額が2億円以上（中小企業は6,000万円以上）	土地・店舗が500㎡もしくは1,000㎡（業種によりどちらか）	1. 敷地面積2,000平方メートル以上（中小企業は1,000平方メートル以上、本社は500平方メートル以上） 2. 延床面積1,000平方メートル以上（中小企業は500平方メートル以上、本社は300平方メートル以上） 3. 土地の取得又は賃貸借契約後、原則3年以内に創業を開始した場合	敷地面積2,000平方メートル以上又は延床面積1,000平方メートル以上の規模を有すること（林業を営む事業所は、適用無し）
雇用要件	あり	あり	あり	あり
雇用要件・内容	立地後に市内における常用雇用者が、市内に住所を有する者1人以上を含む5人以上新たに増加すること（中小企業は常用雇用者であって市内に住所を有する者が1人以上増加すること）	5人もしくは20人（業種によりどちらか）	常時雇用者が10人以上（中小企業はこの限りではない）	従業員数10人以上であること
備考			○助成率の積算条件 1. RE100企業 2. 「埼玉県SDGsパートナー」へ入会 3. 市との協定締結（防災協定、包括連携協定） 4. 経済産業省「DX認定制度」の認定事業者 5. 経済産業省「GXリーグ」の賛同企業 6. 市内に住所を有するものを新規に2人以上事業開始から1年以上継続した雇用 7. その他市長が認めるもの ※1. は2分の1、2. ～6. は10分の1の積上げ方式、7. は全額 ○立地後10年以上事業を継続し、事業の実施状況及び雇用状況を10年間報告	○雇用等促進奨励金→企業立地奨励金の対象となっている事業所で、1人につき10万円を交付、上限額は1年につき500万円（1、市内に住所を有する者（ただし、立地を決定した日以前から雇用しており、かつ同日以前から市内に住所を有する者は除く）を1年以上継続雇用していること。2、1に該当する者を10人以上雇用していること。）